

## ○ 宗像市卓球協会財務規則

平成18年3月19日  
規則第4号

(目的)

第1条 この規程は、宗像市卓球協会（以下「協会」という。）の財産の運用と管理について定めることを目的とする。

(取扱い)

第2条 財産の運用及び管理は、事務局長がおこなう。

2 収入支出については、協会事務局処理規程に基づいて取扱うものとする。

(雑則)

第3条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。